

規則・要綱等に基づく審議会等の見直しについて

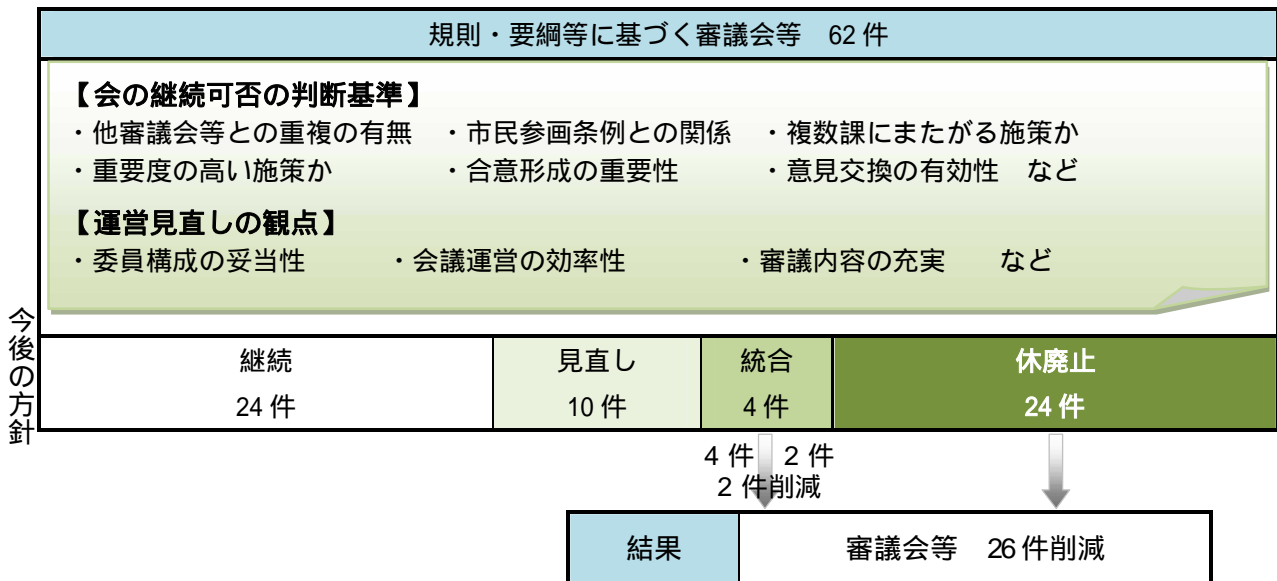
1 趣旨・目的

平成 23 年 4 月 1 日に市民参画条例が施行され、市政への市民参画をより積極的に推進していくことが求められる一方で、事務の効率化に向け、より効率的かつ効果的な審議会等の設置・運営に向けての改善を図る必要があります。

このような状況の中、早期に改善が可能な規則・要綱等に基づく審議会等を対象に、設置の必要性、審議内容の有用性、委員の人選の適格性等について、所管課からの調査票やヒアリングにより検証し、審議会等の休廃止や統合を含め、抜本的な見直しを図ることとしました。

2 見直し結果

平成 24 年度設置予定のものを含めた規則・要綱等に基づく審議会等 62 件について検証し、うち 28 件を「休廃止」又は「統合」することとしました。また、10 件の審議会等について、委員の人選や運営のあり方を見直すこととしました。



詳細は【別紙 1】「見直し結果一覧表」のとおり。

3 今後の取扱い

見直し結果を市議会へ報告するとともに、市ホームページにて公表します。

各審議会等の所管部課においては、今回決定した方針に基づき、各審議会等の改善を実施してください。

また、今後とも審議会等の効率的・効果的な運営を図るため、【別紙 2】「審議会等の設置及び運営に関する基本的な考え方」に従い、法律及び条例に基づく審議会等を含めて、適時適切に見直しを図るようお願いいたします。

4 平成 24 年度 of 取組み

法律・条例に基づく審議会についても、審議会等の休廃止や統合を含め、抜本的な見直しを図るため、同様の検証を行います。

また、今回継続等とされた 36 件についても、市政運営上その必要性について再度検討を行います。

規則・要綱等に基づく審議会等の見直し 見直し結果一覧表

1 「休廃止」する審議会等：24件

NO	審議会名	所管部課
1	明石駅周辺地区ユニバーサル社会づくり推進地区協議会	政策部政策室
2	明石市中心市街地活性化基本計画策定委員会	中心市街地活性化プロジェクト
3	明石市情報システム再構築及び運用業務委託事業者選定委員会	総務部情報管理課
4	明石市人権施策推進方針改訂懇話会	コミュニティ推進部人権推進課
5	あかし男女共同参画プラン推進懇話会	コミュニティ推進部男女共同参画課
6	あかし男女共同参画センター運営委員会	コミュニティ推進部男女共同参画課
7	明石市生涯学習センター運営委員会	文化芸術部生涯学習センター
8	明石市生涯学習ビジョン策定委員会	文化芸術部生涯学習センター
9	給食サービスのあり方検討懇話会	福祉部福祉総務課
10	明石市地域福祉推進市民会議	福祉部福祉総務課
11	明石市立夜間休日応急診療所運営協議会	保険・健康部地域医療課
12	明石市歯科保健医療推進協議会	保険・健康部地域医療課
13	明石市勤労福祉会館運営懇話会	産業振興部商工労政課
14	明石市民まつり検証・創造会議	産業振興部観光振興課
15	明石市観光振興基本構想懇話会	産業振興部観光振興課
16	明石市農業基本計画策定委員会	産業振興部農水産課
17	明石市水産業振興計画策定委員会	産業振興部農水産課
18	明石市プラネタリウム投影機機種選定委員会	産業振興部天文科学館
19	J R 新駅構想研究会	土木部交通政策課
20	西明石駅周辺放置自転車対策検討会議	土木部放置自転車対策課
21	明石市都市計画マスタープラン策定委員会	都市整備部都市計画課
22	明石市朝霧浄化センター及び朝霧ポンプ場の維持管理における包括的民間委託審査委員会	下水道部下水道総務課
23	明石市「トライやる・ウィーク」推進協議会	教育委員会事務局学校教育課
24	(仮称)消防基本計画検証委員会	消防本部総務課

2 「統合」する審議会等：4件

NO	審議会名	所管部課
1	明石市次世代育成支援対策推進行動計画推進協議会	福祉部こども室子育て支援課
2	こども基金運営委員会	福祉部こども室子育て支援課
3	明石市地域密着型サービス運営委員会	保険・健康部高年介護室
4	明石市地域密着型サービス補助事業者選定委員会	保険・健康部高年介護室

3 「見直し」する審議会等：10件

NO	審議会名	所管部課
1	あかし市政総合懇話会	政策部政策室
2	行政改革推進懇話会	総務部総務課
3	行政評価委員会	総務部総務課
4	指定管理者候補者選定委員会（各部に施設ごとに設置）	施設所管課（総合調整：総務部総務課）
5	工事成績評定委員会	総務部工事検査課
6	明石市市民提案型パイロット協働事業委託等審査会	コミュニティ推進部コミュニティ推進室
7	明石市市民実践活動助成事業審査会	コミュニティ推進部コミュニティ推進室
8	明石市地域自立支援協議会	福祉部障害福祉課
9	地域包括支援センター運営協議会	保険・健康部高年介護室
10	明石市心身障害児就学指導委員会	教育委員会事務局学校教育課

所管部課は平成23年度の所管部課名。

審議会等の設置及び運営に関する基本的な考え方

審議会等手続は、明石市市民参画条例（以下「参画条例」といいます。）が施行される以前から、市政の各分野で広く実施されており、参画条例が施行された現在においても、最も一般的な市民参画手法となっています。

一方、参画条例では第7条各号に多様な市民参画手法が掲げられており、第8条に定めるとおり、政策等の内容、影響、市民の関心及び市民参画を求める段階を考慮して、適切な手法を選択し、市民が広く市政に参画し、市民の意見等が効果的に反映できるようにすることが求められています。

については、審議会等の設置及び運営にあたっては、参画条例及び同施行規則、審議会等の運営及び委員の選任に関する要綱並びに市民参画手続マニュアルの内容を踏まえるとともに、以下の視点に十分に留意し、より効率的かつ効果的に行うよう努めてください。

1 審議会等の設置に当たっての視点

審議会等手続は、特定のテーマに関する議論を深め関係者間の合意形成を図る場合などに有効である反面、運営準備や議事録作成など職員の事務負担や必要経費が大きくなる傾向があります。このため、以下の基準から判断して審議会等手続を実施する必要性が認めにくい場合は、他の市民参画手法を検討してください。

(1) 市民参画条例第6条第2項及び第3項との関係

市民参画条例上、市民参画手続を実施しなければならない（第6条第2項）、又は実施しないことができる（第6条第3項）場合に該当しないか。

(2) 他の審議会等との目的及び機能の重複

審議内容が類似する他の審議会等がないか。安易に審議会等を設置せず、他の審議会等で併せて審議ができないか検討してください。

(3) 目的とする施策の範囲及び重要性

市政全体の中で特に重要度の高い施策か。部全体又は複数の課に跨る施策か。透明性・公正性が強く求められる内容であるか。

(4) 当該審議会等でなされる合意形成の重要性

利害関係団体を代表する者等が参加して合意形成しなければ、異議が唱えられ業務を推進していくことが困難となる内容であるか。その合意に基づき、市民が主体となって公益活動が行われることが期待できるか。

(5) 審議会等委員の意見交換の有効性

審議会等の場で議論することにより、個別に聴取するのでは得られない有意義な意見が得られ、計画や活動に反映させることが期待できるか。単なる事務局案の承認の場にとどまらないか。

2 審議会等の運営に当たっての視点

審議内容に精通した委員の人選や論点の事前整理等を通じて、真に有意義な議論が効率的に行えるよう心掛けてください。

(1) 委員構成の妥当性

委員の選任に当たっては、単にテーマに合うという理由だけで選任するのではなく、どういった意見を求めるのか明確な目的意識を持ち、真に有効な意見が期待できる人物を選任してください。また、委員数が多すぎると委員一人あたりの発言機会が減り、議論が深まりにくくなりますので、必要最小限にとどめてください。

- ・ 学識経験者：単に専門分野が審議会等のテーマに合致するだけでなく、研究内容などから有効な意見が期待できる人物を選任してください。
- ・ 各種団体：単にテーマに合った団体からの推薦ではなく、会議において団体を代表して有効な意見を出すことが期待できる人物を選任してください。
- ・ 弁護士：弁護士会に紹介依頼をする場合は、審議する内容や期待する知見を明確に示し、可能な限りその分野に精通した人物を選任してください。

また、「市民参画条例」及び「審議会等の運営及び委員の選任に関する要綱」上の委員の選任に関する基準（委員数（20人以内）、委員の男女比率（いずれも30%以上）、公募委員比率（20%以上）、委員兼任件数（5件以内）、市職員の原則不選任、委員在職期間（12年超は再任しない））を遵守するようにしてください。

(2) 効率的な会議の運営

事前に委員の意見を取りまとめて各委員に配布する、委員同士でEメール等の通信手段による意見交換ができる体制を整えるなど、審議会等の限られた時間内に十分な議論が出来るよう工夫してください。こうした取り組みが開催回数の減少にもつながります。

(3) 議事録の作成

市民参画条例の施行に伴い、1ヶ月以内に議事録を公表することが必要になりました。業務が多忙で、議事録作成のために時間外勤務を強いられているような場合は、委託により事務の効率化を図ることも検討してください。